

- これまでの取組 -

- 「電子自治体オンライン利用促進指針」の策定（H18.7総務省）

⇒ 住民の利便性向上に資する手続など21手続を対象とし、重点的にオンライン化を推進

|          | FY26  | FY27  | FY28  |
|----------|-------|-------|-------|
| オンライン利用率 | 47.1% | 49.1% | 51.4% |

| 主な手続類型【年間総件数(推計)】              | FY28  |
|--------------------------------|-------|
| 図書館の図書貸出予約等<br>【約1億2,700万件】    | 66.8% |
| 入札<br>【約100万件】                 | 60.0% |
| 文化・スポーツ施設等の利用予約等<br>【約1億200万件】 | 54.8% |
| 地方税申告手続(eLTAX)<br>【約1億500万件】   | 53.1% |
| 職員採用試験申込<br>【約70万件】            | 43.6% |

- 利用率50%（指針策定時の目標）を超え、今後はこれまでオンライン利用が進んでいない手続についてもオンライン化を促進していく局面

- 今後の方針 -

- 行政手続等の棚卸しの結果を踏まえ、H30.3末を目途に地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策を取りまとめるとされたところ（世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画）

⇒ 今般、「地方公共団体オンライン利用促進指針」（以下「新指針」）を策定予定

【新指針の構成とポイント】

- 1 基本的な考え方  
…オンライン利用に当たり業務フローの見直し・業務改革の実施
- 2 オンライン利用促進対象手続の選定  
…促進対象手続の選定(棚卸しの最終結果を踏まえて調整)
- 3 地方公共団体が取り組む事項  
…独自の添付書類抑制
- 4 総務省の取組  
…オンライン利用率の公表